



愛知県教育委員会教育長 様

2017年11月10日

学校職員の勤務時間中の不祥事についての、「事情聴取」、及び不祥事時の「給与返還」を
もとめる請願

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

宮崎邦彦 [REDACTED]

1 請願の趣旨、

- (1) 「勤務時間帯」での、学校職員不祥事、最近の事例、緑ヶ丘商業高校 2017 年 7 月 3 日午後、15 時 30 分（設置は、これ以前の時間、職員による）ごろ校内で盗撮用ビデオカメラ、発見。知立市立小学校で、2017 年 4 月～5 月 8 時 50 分～午後 0 時 20 分、校内のトイレでわいせつ行為（職員・講師による）。2017 年報道（資料 1）、豊橋市立岩西小学校で、職員・担任により 10 月 6 日午前「黒板にたたき付け」等の暴力。12 年「体罰」で戒告処分を受け、・・・ということからすると、感情からきている暴力といえる。
- (2) 緑ヶ丘商業高校の不祥事について、開示請求で、非違行為報告書等を受け取る。知立市立小学校については、開示請求で、非違行為報告書等を見る。豊橋市立岩西山小学校については、新聞報道（資料 1）のみである。
- (3) 緑ヶ丘商業高校、知立市立小学校の非違行為報告書等の、記録では、厳密には時間帯が明確でない。
- (4) 本来は、処分に関する事件であることからも、厳密な事情聴取録があるべきであるが、愛知県教育委員会においては、聞き取り等をしたメモということで、公文書ではないという理由で、一切公開されません。
- (5) しかしながら、不祥事防止の取り組みのためなら、事情聴取の内容、および防止等につながるような聴取かどうか厳密に行われているかどうかを広く知らされるべきであるといえる。関係者および、住民に、信を問われるべきであるということである。
- (6) 不祥事の事情聴取の内容は、これまで、どのような観点で不祥事の職員に聞き取りをしてきたかは、内容が明確でないので判断できない。
- (7) 付け加えるなら、不祥事防止を含めて、不祥事を起こした職員（本人）の不祥事克服のための、聞き取り、カンセリングとしては、各不祥事「克服プログラム」を参考にしたプログラムを、県教育委員会が、作成等をして、その内容に従った取り組みが求められる。
- (8) 不祥事の事件で、現在、開示請求で明らかになっている、「事実経過等」については、現象面は、記載されている。しかしなぜ、この時間、なぜその手法を選択したのか、などは、不明である。今回の請願においては、給与返還につながることがあるので、返還等求める時に勤務の時間帯の計算で、困ることになる。

- (9) 今回請願をしている、在校中、勤務時間帯での、不祥事については、なぜ、勤務する学校、職場だったのか、勤務時間帯においては、仕事をしている時間について、仕事以外の違法行為については、仕事をしていたということは言えない。仕事をしていなくて無断で職務を放棄していた時間については、給与が支払われる理由がない。もし支払われていたら、そのお金は、返還（金）させることになり、今後は、事件の事実が確定、処分が確定された段階で、無断で、職務以外の違法行為の時間については、給与、お金の返還を求めなければならないということである。
- (10) 大府高校職員の修学旅行中の不祥事に対する「監査請求」に対して県の監査委員は、要望によると、「勤務時間中・・・給与及び旅費について法令に従った必要な措置を講ずることを要望する」とある。（資料2、6頁上から6行目）また、この大府高校職員の場合「非違行為開始した時以後・・・給与相当額が返納されている」（資料2、5頁上から12行目）ということである。

2 請願事項

- 1 不祥事の事情聴取においては、その聞き取り等の内容は、違法行為等の内容とともに、その時間帯を明確にした聞き取りと記録がなされる事。
- 2 不祥事の事情聴取については（聞き取り）、聞き取り、回答の全部の記録をして公開する事。
- 3 不祥事の「時間帯」「時間」については（勤務から離れた時間）、その時間に対しての給与の返還を不祥事職員に求める事。
- 4 不祥事防止の取り組みにおいては、勤務時間帯の不祥事は、給与の返還が、求められることを知らせる事。

添付資料 資料1 中日新聞 2017年11月9日（写し）

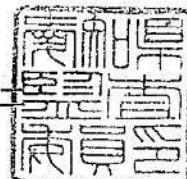
資料2 監査委員通知書（写し）

資料 2

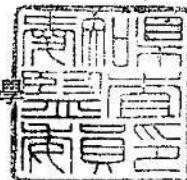
27監査第51-1号
平成27年6月8日

請求人

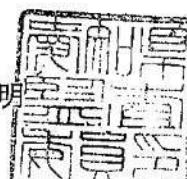
愛知県監査委員 西川洋



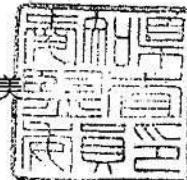
同 青山



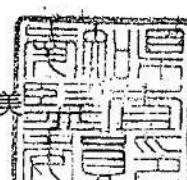
同 後藤貞明



同 中野治美



同 神戸洋美



地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

平成27年4月24日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から平成27年4月24日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年5月13日付けで提出された書面及び事実証明書並びに同月15日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求事項

愛知県立大府高等学校（以下「大府高校」という。）の平成26年度の修学旅行の下見のために出張した際、盗撮行為を行い、また、当該修学旅行の引率のために出張した際、つきまとい行為を行った教諭（以下「A教諭」という。）に対し、当該下見に係る旅費59,720円及び当該引率に係る旅費55,155円並びにA教諭を迎えて行くため出張した大府高校の教頭（以下「B教頭」という。）の当該出張に係る旅費14,380円並びに当該下見及び引率の際、職務を遂行していなかった時間分の給与9,600円について愛知県に返還させることを求める。

また、A教諭から返還がなされない場合には、愛知県知事が愛知県に上記金額を返還することを求める。

また、今後、職務中に違法行為があった場合には、旅費等の支給を行わず、旅費等の支給を行った場合には、返還請求をすることを求める。

2 請求理由

A教諭は、平成26年7月29日、平成26年度の修学旅行の下見のために出張した施設内において盗撮行為を行い、また、同年9月25日、当該修学旅行の引率のために出張した同施設内においてつきまとい行為を行った。下見及び引率の際に違法行為を行っており、出張と認められないため、下見及び引率に係る旅費は返還されるべきである。

また、同日、B教頭は、A教諭を迎えて行くために出張したが、引き取りに行く義務はなく、公金の支出は認められない。また、当該出張は、A教諭の違法行為に起因していることから、A教諭に当該旅費の返還を求めるべきである。

また、下見の際に盗撮行為をしていた時間及び警備員に事情聴取された時間並びに当該引率の際につきまとい行為をしていた時間及び警備員に事情聴取された時間は、職務を遂行していたものとはいえず、無断欠勤であり、これに係る時間をそれぞれ4時間と推定し、仮に時給をおおよそ1,200円として算定すると、それぞれ4,800円以上は不适当に支給されたといえる。

第2 監査の実施

本件住民監査請求は、地方自治法第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

平成26年度の修学旅行に係る旅費及び給与について

2 監査対象機関

愛知県立大府高等学校

第3 監査結果

1 認定した事実

(1) 平成26年度の修学旅行の下見

ア 目的等

修学旅行の目的達成及びその安全な実施のための事前の情報収集を目的とし、修学旅行当日の日程・時間帯に沿って行う。

イ 情報収集の内容

(ア) 駅の集合場所、解散場所、トイレ等の確認

(イ) 列車移動中の注意点の確認

(ウ) バス、連絡船乗り場の確認

(エ) 連絡船移動中の注意点の確認

(オ) 昼食場所の確認

(カ) 見学地の確認

(キ) 見学地、施設等の職員との打合せ

(ク) 宿舎の確認

(ケ) 宿舎との打合せ

ウ 平成26年7月24日、A教諭は、大府高校の校長（以下「C校長」という。）

に対し、同月28日から同月30日までの行程を示した平成26年度の修学旅行の下見についての出張計画書を提出し、承認を受けた。同月29日の勤務時間は、午前8時20分から午後5時まで、休憩時間は、午前9時47分から午前11時18分までのうち46分間と割り振られた。

エ 平成26年7月29日午後0時30分頃、A教諭は、下見先の施設に到着し、同日午後1時頃、同施設内でデジタルカメラで女性に対して盗撮行為を行い、これを繰り返した。

オ A教諭は、平成26年7月29日午後4時40分頃、同施設内で警備員に盗撮行為を聞いたされ、その後、警備員室で事情聴取を受けた。その後、午後7時頃にホテルに到着した。

カ 平成26年7月30日、A教諭は、下見を続け、帰宅した。

キ 平成26年7月31日、A教諭は、B教頭に対し、宿舎パンフレット、部屋割表

などにより、行程に問題はなかった旨口頭で報告した。

ク 平成26年8月25日、A教諭は、下見に係る旅費を請求し、同年9月29日、59,720円の支給を受けた。

ケ 平成26年9月1日、A教諭は、C校長に対し、下見に係る復命書を提出した。

コ 平成27年5月4日、A教諭は、下見に係る旅費の全額を返納し、今後当該旅費の請求をしない旨の申立書を提出し、同月11日、当該旅費の全額である59,720円を返納した。

サ 平成27年5月24日、A教諭は、修学旅行の下見において盗撮行為を開始した午後1時から同日の勤務時間が終了する午後5時までの4時間分の給与相当額7,128円を返納する旨の申立書を提出し、同月27日、当該給与相当額を返納した。

(2) 平成26年度の修学旅行の引率

ア 目的

修学旅行の教育上の意義を踏まえ、旅行中の生徒の指導及び心身の健康と安全の確保を目的とする。

イ 内容

(ア) 生徒の集合指導及び出欠席の把握（駅、見学地、乗り物等）

(イ) 旅行中の生徒の健康観察及び安全確認

(ウ) 生徒の行動観察及び生活指導（駅、見学地、乗り物内、宿舎等）

(エ) 見学地での解説

ウ 平成26年9月19日、A教諭は、大府高校の他の教諭3名とともにC校長に対し、同月24日から同月26日までの行程を示した平成26年度の修学旅行の引率についての出張計画書を提出し、承認を受けた。同月25日の勤務時間は、午前6時30分から午後10時30分まで、休憩時間は午前9時47分から午前11時18分までのうち1時間及び午後8時30分から午後9時30分までの1時間と割り振られた。

エ 平成26年9月25日午後0時30分頃、A教諭は、引率先の施設に到着し、同日午後1時30分頃、女性らに対してつきまとい行為を始めた。

オ A教諭は、平成26年9月25日午後3時30分から午後4時までの間頃に、同施設内で警備員につきまとい行為を問いただされ、その後、警備員室で事情聴取を受けた。

カ 平成26年9月25日午後4時37分頃、警備員から呼び出しの連絡を受けた引率責任者の教諭（以下「D教諭」という。）が、警備員から呼び出しを受けた旨をC校長に連絡し、同日午後4時52分頃、D教諭は、警備員から聞いたA教諭の非違行為について、C校長に報告した。C校長は、B教頭が迎えに行くまで、A教諭を宿泊予定のホテルに待機させるようD教諭に伝えた。

- キ C校長は、A教諭が引き続き引率業務を遂行することは困難であり、また、速やかに事実を確認とともに、今後の対応を検討するため、A教諭をすぐに帰校させる必要があること、また、所属職員の監督者として、帰路において証拠を隠滅させることを防止し、やけになって失踪、自殺しないように連れ戻す必要があると判断し、B教頭に対し、A教諭を迎えに行くよう命じた。
- ク 平成26年9月25日午後8時30分頃、B教頭は、宿泊予定のホテルでA教諭を引き取り、同日午後10時30分頃、ともに大府高校に帰着した。
- ケ 平成26年9月29日、A教諭は、C校長に対して引率に係る復命書を提出した。
- コ 平成26年9月30日、B教頭は、C校長に対して出張に係る復命書を提出した。
- サ 平成26年10月1日、B教頭は、出張に係る旅費の請求を行い、同月29日、14,380円の支給を受けた。
- シ 平成26年10月14日、A教諭は、引率に係る旅費の請求を行い、同月29日、55,155円の支給を受けた。
- ス 平成27年5月4日、A教諭は、引率に係る旅費の全額を返納し、今後当該旅費の請求をしない旨の申立書を提出し、同月11日、当該旅費の全額である55,155円を返納した。
- セ 平成27年5月24日、A教諭は、修学旅行の引率においてつきまとい行為を開始した午後1時30分から同日の勤務時間が終了する午後10時30分までの8時間分（休憩時間1時間分を除く。）の給与相当額14,256円を返納する旨の申立書を提出し、5月27日、当該給与相当額を返納した。
- ソ 平成27年5月25日、B教頭は、出張に係る旅費を請求した際、経由地点等の申請を失念したとして、過払いを受けた410円を返納した。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ判断する。

(1) A教諭に対する旅費の返還請求等について

先に認定したとおり、A教諭に対して支給された大府高校の平成26年度の修学旅行の下見及び引率に係る旅費については、A教諭によりその全額が返納され、A教諭は、今後当該旅費の請求をしない旨申し立てていることから、請求人が主張するA教諭に対して旅費の返還請求をする等の措置を講ずべき必要性は認められない。

(2) A教諭に対する給与の返還請求等について

認定した事実によれば、A教諭は、平成26年7月29日、勤務時間中である午後1時頃から盗撮行為を行い、午後4時40分頃に警備員に盗撮行為を問いただされた後、警備員室で事情聴取を受けている。また、A教諭は、同年9月25日、勤務時間中である午後1時30分頃からつきまとい行為を始め、午後3時30分から午後

4時頃までの間に、警備員につきまとい行為を問いただされた後、警備員室で事情聴取を受けている。

職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)第29条第1項によれば、職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日の場合等を除き、その勤務しない時間1時間につき、職員の給与月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間の1週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額を減額することが定められており、A教諭が平成26年7月29日及び同年9月25日において、非違行為を開始した時以後の勤務していないと認められる勤務時間があれば、その給与を減額し、その減額した給与の返還を求める必要があると認められるところである。

しかし、先に認定したとおり、A教諭により、平成26年7月29日及び同年9月25日において非違行為を開始した時以後の全勤務時間分の給与相当額が返納されていることから、請求人が主張するA教諭に対して給与の返還請求をする等の措置を講ずべき必要性は認められない。

(3) B教頭の出張に係る旅費の返還請求等について

C校長がB教頭に対して、A教諭を迎えて行くように命じたのは、先に認定したとおり、A教諭が引き続き引率業務を遂行することは困難であり、また、速やかに事実を確認するとともに、今後の対応を検討するため、A教諭をすぐに帰校させる必要があること、また、所属職員の監督者として、帰路において証拠を隠滅させることを防止し、やけになって失踪、自殺しないように連れ戻す必要があると判断したことによるものである。C校長が当該理由によりB教頭に対し、当該出張を命じたことは、校務をつかさどり、所属職員を監督する立場にある校長として相当の行為であったものと認められる。

したがって、当該命令に基づいた出張に係る旅費の支給自体は、違法又は不当なものであるとは認められない。

また、当該旅費の支給は、上記のとおり、C校長が校務をつかさどり、所属職員を監督する立場として必要性があると判断したことにより生じたものであるので、当該命令により要した旅費は県が負担すべきものと認められることから、本件については、県にA教諭に対して当該旅費相当額の支払を請求する権利があるものとは認められない。

(4) なお、請求人が、今後、職務中に違法行為があった場合には、旅費等の支給を行わず、旅費等の支給を行った場合には、返還請求をすることを求めている点については、当該非違行為が行われた状況に応じて、必要な措置が講じられるべきことは当然であるので、現時点では措置を講ずべき必要性は認められない。

3 結論

以上述べたとおり、請求人の請求は、いずれも理由がないものと認められるので、
本件住民監査請求を棄却する。

第4 要望

本件住民監査請求についての判断は、以上のとおりであるが、今回の監査を踏まえ、以下のとおり要望する。

勤務時間中又は出張中に職員により非違行為が行われた場合には、当該事案を精査の上、非違行為が行われた状況に応じて、給与及び旅費について、法令に従った必要な措置を講ずることを要望する。

なお、教職員の非違行為は、公務員に対する信用を失墜させるばかりでなく、それが児童・生徒に与える衝撃は、計り知れないものである。これが度重なると、公教育に対する信頼が大きく揺らぐことになる。このため、学校と教育委員会とが連携を密にし、一体となって、その根絶に向けて再発防止策を徹底し、県民の信頼回復に努めるよう要望する。